

## 町内会・自治会 配布物一覧表(8月16日回覧分)

No	内 容	配布方法	担当部署	内線番号	備考
1	令和6年度全国家計構造調査の実施について	班回覧	総務課	153	下記町内会のみ 【森岳地区】 新馬場、北門町、城内二丁目、城内三丁目、江戸丁 【白山地区】 八幡町、八幡町二区、湊新地、上広馬場、広馬場下、元船津町、浦田二丁目、南津町、津町、有馬船津町、白土船津上、浜の川、桃山
	以上				

・島原市役所(63-1111)

・有明支所(68-1111)



市ホームページに町内会・自治会に関する様々な情報を掲載しています。毎月の市からのお知らせ(班回覧・世帯配布等)の有無についても、こちらのページでご確認できますので、ぜひご活用ください。

市ホームページ▼



あなたの回答で、  
見えてくる明日。



全国的な家計のいまを把握する国の重要な調査です

# 令和6年 全国家計構造調査

全国約90,000世帯の方を対象に、調査員が調査票を配布・回収いたします。調査員が伺いましたらご回答をお願いいたします。

実施期間 10月・11月



詳しくは [全国家計構造調査](#)

検索

令和6年10月から11月までの2ヵ月間、「全国家計構造調査」を実施します。

この調査は、家計における消費や所得などの実態を明らかにする、国の重要な調査です。得られた調査結果は、社会保障制度の検討や、生活扶助基準の見直しなど、国民生活に身近な身近な国の政策の基礎資料に利活用されます。

8月下旬頃から、統計調査員が皆さまの地域を巡回し、調査のお知らせや調査協力をお願いします。調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

(※統計調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。)



※調査対象は、国が抽出した地域・世帯です。そのため、調査員の巡回は、町内会の一部のみとなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

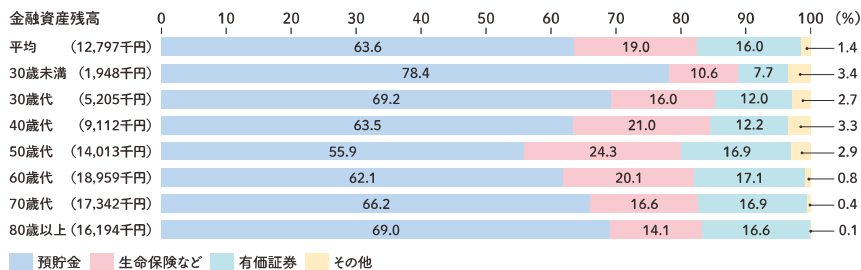
## お問い合わせ先

島原市役所 総務課  
総務・統計班 担当：吉岡、宮崎

## 前回の調査からこんなことがわかりました

### 30歳未満の金融資産残高の約80%は預貯金

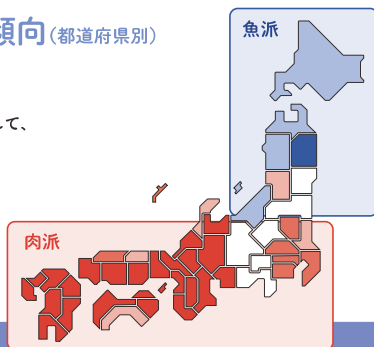
世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成比(総世帯)



### お肉とお魚の消費状況の地域的傾向(都道府県別) -肉類と魚介類との支出金額割合-

令和元年調査の結果から、肉と魚の消費状況の地域的傾向として、西側では肉の方が消費が多く、東側では肉と魚がほぼ同じか、魚の方が多くなっていることがわかります。

- 魚に対する肉の割合=55%以上 ■ 53%以上55%未満
- 51%以上53%未満 ■ 49%以上51%未満
- 47%以上49%未満 ■ 45%以上47%未満 ■ ~45%未満



調査の内容などについてわからない点等がございましたら、下記にご連絡ください。

総務省統計局全国家計構造調査コールセンター ☎ 0570-02-7272

設置期間: 令和6年8月1日(木)から令和6年12月15日(日) 受付時間: 午前8時~午後9時(土・日・祝日含む)

※IP電話などからは、03-6628-7882におかけください。(この場合、所定の通話料金がかかります。)

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれも所定の通話料金となります。

調査員の訪問日程などに関するご連絡は、下記をお願いします。

(連絡先)



<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/campaign/index.html>

詳しくは 全国家計構造調査

検索



あなたの回答で、見えてくる明日。

調査地域のみなさまへ

全国的な家計のいまを把握する国の重要な調査です

# 令和6年 全国家計構造調査

総務省では、都道府県・市区町村を通じて、令和6年10月から11月までの2か月間「令和6年全国家計構造調査」を実施します。この地域にお住まいの世帯の確認のため、8月以降に調査員が訪問して、世帯主の氏名などをお尋ねしますので、ご多忙中恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

みなさまのお住まいになる地域が調査対象となりました

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

全国家計構造調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する、国の重要な統計調査です。



総務省統計局・都道府県・市区町村

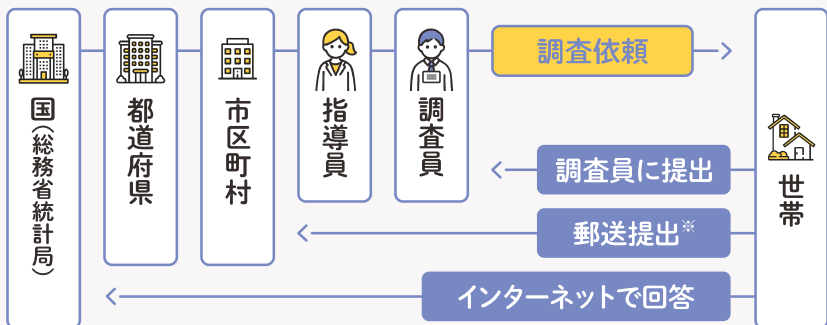
詳しくは内面をご覧ください

## 全国家計構造調査って どんな調査なの？

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とし、全国約9万世帯を対象に実施します。  
この調査は「統計法」という法律に基づいた基幹統計で、回答の義務があります。  
1959年から5年ごとに行われ、今回が14回目になります。



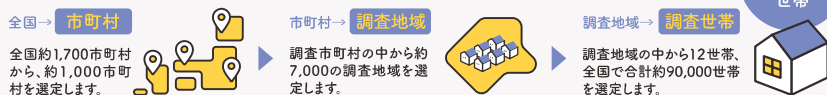
## 調査の流れ



※郵送提出は、一部の調査の場合のみ可能です。

## どうしてこの地域が調査対象となったの？

全国のすべての世帯について調査を行うには、膨大な費用と時間と人手が必要になります。そこで、一定の統計上の抽出方法によって一部の地域を選んで調査し、全体を推計する方法を利用しており、その結果、この地域で調査することとなりました。



## 調査員はどんな人？

### 調査員は「調査員証」を 必ず携帯しています

統計調査員は、調査対象の方々に訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収といった統計調査の仕事の中で基本的で重要な部分を受け持っています。  
全国家計構造調査の調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。



## ！ 調査をよそおった、かたり調査にご注意ください ！



金銭を要求することや、クレジットカード番号等をお聞きすることはありません。政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県、市町村又はコールセンターにお知らせください。

## 個人情報保護は保護されます

統計法では、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

- 守秘義務**  
調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。
- 利用制限**  
統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。
- 適正管理**  
記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。

## 調査の結果はこのように利用されます

国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

- 介護保険料の算定基準の検討
- 生活保護の扶助額基準の検討
- 税制改正に伴う政策効果の予測
- 所得格差・資産格差の現状把握

